2018 年 12 月 3 日　スペースたんぽぽ学習会　講座番号 556

東電刑事裁判学習会 ―東電有罪の可能性と展望

講師：海渡　雄一　弁護士

37 年にわたり、もんじゅ訴訟、六ケ所村燃料サイクル施設訴訟、浜岡原発訴訟、大間原発訴訟など原子力に関する訴訟を多数担当。日弁連事務総長として震災と原発事故対策に取り組む。脱原発弁護団全国連絡会共同代表として、3.11 後の東京電力の責任追及、原発運転差止のための訴訟を多数担当。『東電刑事裁判で明らかになったこと　予見・回避可能だった原発事故はなぜ起きたか』（彩流社）を編著。

東電刑事裁判は、10 月 16 日から東電元幹部３名に対する被告人質問が行われましたが、「津波対策を先送りしたと言われるのは大変心外だ」（武藤元副社長）、「“御前会議”で説明を受けた記憶はない」（武黒元副社長）、「業務上の決定権限はなかった」（勝俣元会長）など、いずれも責任を認めませんでした。

上司の了承なしに対策が進んでいくことはあり得ません。事故の責任は最高責任者にあるのは常識です。福島原発事故の責任を東電は誰も責任を取らないのか、これが東電刑事裁判の問いかけです。

この裁判は、検察審査会での「強制起訴」により実現し、３０回を超える公判で起訴事実の解明が進んで来ました。これに、福島原発事故の反省はされていない、原発再稼動に反対の国民世論を結びつけ、裁判長に「東電有罪」の判決を書かせるかが問われています。

学習会では、これまでの裁判での事実解明を整理し、被告人有罪の可能性を追究し、現在取り組まれている「厳正判決を求める署名」を大きく広げるため、どんな取り組みが求められているかを考えましょう。

12 月 3 日（月）19 時～21 時（開場 18 時 30 分）

共催：東電の刑事責任を追及する会／たんぽぽ舎

会場：スペースたんぽぽ　参加費（資料代含む）：800 円（学生 400 円）

たんぽぽ舎のあるダイナミックビルの 4 階　JR 水道橋駅西口から 5 分　水道橋西通りを神保町方面に向けて左折し、セブン 11、グローバルスポーツ、GS 跡地（セブン 11）を過ぎて鉄建建設ビルを過ぎたら左折。

東京都千代田区神田三崎町 2-6-2　tel 03-3238-9035　fax 03-3238-0797
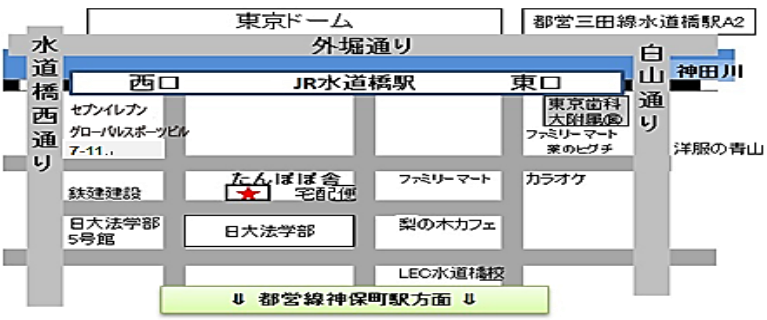
Email: nonukes@tanpoposya.net　URL: http://www.tanpoposya.com/